

## ICT街づくり推進会議 共通ID利活用サブワーキンググループ（第2回）議事要旨

### 1. 日時

平成26年2月26日（水）10時00分～11時55分

### 2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 総務省第3特別会議室

### 3. 出席者

#### （1）構成員

大山主査、翁長構成員、小尾構成員、城台課長補佐（鴻田構成員代理）、齋藤構成員、白戸課長補佐（佐藤構成員代理）、柴垣構成員、三浦部長（高橋構成員代理）、内藤構成員、中村構成員、錦織構成員、庭野構成員、林構成員、張主任（平岡構成員代理）、堀内構成員、柳町構成員、山田構成員、吉本（明）構成員、吉本（和）構成員

#### （2）オブザーバ

日本年金機構品質管理部樫本グループ長、財団法人地方自治情報センター個人番号プロジェクト推進部竹腰主席マネージャ

#### （3）関係省庁

内閣官房社会保障改革担当山本参事官補佐（金崎参事官代理）、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室中安室長補佐、経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室宮里補佐、総務省行政管理局行政情報システム企画課阿向企画官（橋本課長代理）、総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室望月室長

#### （4）事務局

小笠原情報通信政策課長、岡崎情報流通振興課長、石山地域放送推進室長、中村融合戦略企画官、山田情報流通振興課統括補佐

#### 4. 議事

- (1) 公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フローについて
- (2) 公的個人認証サービスのユースケースについて
  - ・日本ケーブルテレビ連盟
  - ・フィデアホールディングス株式会社
  - ・株式会社クレディセゾン
  - ・日本郵便株式会社
- (3) 意見交換

#### 5. 議事概要

- (1) 公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フローについて  
小尾構成員より、資料2-1に基づき説明が行われた。

##### 【大山主査】

- 今回は本人確認と資格確認の2つのケースについて、BPMNという国際標準の方式を使って説明いただいた。
- JPKIと個人番号カードは本人確認の手段としてセキュリティが極めて高く、既存のIDやパスワードに置き換えることも可能。
- 制度的な課題、何をどうすればいいのか、不明点もあるかと思うので、構成員の皆様から、ご意見・ご質問やこんな課題があるといったご指摘をいただきたい。

##### 【望月室長】

- 基本的なフローはご説明の通り。今後のスケジュールは、番号法全体が平成27年10月に付番を開始することとなっているが、本番開始、個人番号カードの交付と電子証明書の発給は若干タイムラグがあり、平成28年1月を予定している。それまでにシステムを整備していく予定。

## (2) 公的個人認証サービスのユースケースについて

### ・日本ケーブルテレビ連盟

柴垣構成員より、資料 2-2 に基づき説明が行われた。

#### 【望月室長】

○公的個人認証サービス（利用者証明）では、ID・パスワード無しでログインすることができるような仕組みとともにパスワード付きの入り方も用意する。健保システム側の選択で、どちらにするかが選択できるようになるかと思う。

#### 【大山主査】

○パスワードを入れずに認証をかける場合とパスワードを入れて認証をかけた場合とでは、技術的には検証する側（ここではID連携プラットフォーム）がどちらで認証されてきたかがわかるようになっている。例えば、パスワード無しで入っても、パスワードが必要なサービスについては改めてパスワードを要求し、相手が途中でなりすまそうと思っても、できないようになっている。

### ・フィデアホールディングス株式会社

吉本構成員より、資料 2-3 に基づき説明が行われた。

#### 【樫本グループ長】

○利用者にとって24時間365日使えるのが大前提と考えているが、この公的個人認証サービスは、常時オンラインで24時間365日を想定していいのか。また、失効リストの更新のスピードはどの程度か。

#### 【望月室長】

○24時間365日を想定している。また、カード紛失時等の受付コールセンターも24時間を基本に考えている。

○地方公共団体情報システム機構に情報が集まるが、そこで失効リストが作られる。これは随時更新となるが、それを第三者に失効リストという形で提供する場

合は、例えば1日に1回という形でバッチ的に提供することになる。

【竹腰主席マネージャ】

○カード紛失のケースでは、24時間、利用者からの問い合わせを受け付ける対応を前提としている。例えばマイナンバーカードの紛失時には証明書を連動して失効処理ができるようにする。検証の方法は、CRL（失効リスト）を事前に検証者側がファイルとして取得する方法と、オンラインでその都度問い合わせで証明書の有効・失効の最新ステータスを回答する方法がある。

【吉本（和）構成員】

○インターネットバンキングは24時間365日、いつでもどこでもできるのが基本である。カード紛失の場合、今、キャッシュカードの紛失は24時間365日、センターで電話受け付けて、その場ですぐ登録をしておき、同期をとっていく必要があると思う。

・株式会社クレディセゾン

三浦部長（高橋構成員代理）より、資料2-4に基づき説明が行われた。

【望月室長】

○カードの郵送（簡易書留や本人限定受取郵便等）には現状、1件あたりいくらくらいかかっているか。

【三浦部長（高橋構成員代理）】

○ざっくり言うと600円～700円ぐらいである。

【望月室長】

○電子署名の利用では、最初の本人確認の際に手数料をいただくことを想定しているが、先ほどの金額よりは安く提供できる見込みである。

**【吉本（和）構成員】**

○銀行における業務においても、お客様に住所の確認も兼ねて郵便を相当数出しており、その郵便コストが大きい。

**【樫本グループ長】**

○日本年金機構でも約4,000万人の受給者がいて、年金のお支払い通知等々を毎年3～4回は送っているの、相当な郵送コストである。ICT化を図る上では、紙ではなく、本人に直接電子的に通知することを検討していきたいと思っている。

・日本郵便株式会社

山田構成員より説明が行われた。

(3) 意見交換（山田構成員からの説明への質疑も含む）

主な発言は以下の通り。

**【小笠原課長】**

○今後の方向性として、マイポータルの中に巨大なデータベースをつくって、例えば証明書類をマイポータルにすべて格納していくなど、個人のデータベースを国民1人1人が持つことをマイポータルが基本的にはカバーするといった方針は考えられるか。

**【山本参事官補佐（金崎参事官代理）】**

○まず1つとして、行政機関の保有する個人の情報を自己情報として見る機能は実装する予定である。しかし、証明書類を格納する機能を持つかどうかはまだ議論があり、今後のユースケースを見据えての検討になると思う。

**【中安室長補佐】**

○ケーブルテレビ連盟のご説明について、いずれかの時点で本人によるカードの利用を確認できるなら、パスワードは不要にできる場合もあるだろう。パスワード

を必要とする場合でも不要とする場合でも、いずれでもシステム側に対応をお願いしたい。

○この資料2-1で、公的個人認証サービスの中で電子利用者証明を使う場合と電子署名を使う場合とが発生してくると思うが、この場合はどちらを使うと理解したらよいか。

**【小笠原課長】**

○ここでの想定は、現在、健康保険組合等が自己情報を閲覧するために提供しているIDとパスワードを、年齢層が高くなると忘れてしまいがちで再発行の依頼が後を絶たないため、マイナンバーカードで、PINコードの4桁でアクセスできれば、マイポータルの情報提供として自分の健康情報が簡単に見られるという趣旨である。その想定だと、電子利用者証明のほうを使うということではないか。

**【望月室長】**

○電子利用者証明を想定している。最初にCATV事業者に加入者登録をする場合、ネットを介しての登録でも署名用証明書を使って登録を行う。その上で、閲覧は電子利用者証明を使う。電子利用者証明については、PIN入力で起動する場合とPIN入力無しで起動する場合と2パターンを用意して対応する。

**【大山主査】**

○STBはCATV事業者において管理されている機器であり、その意味では、インターネットでPIN無しでやるのとは少し意味が異なるかと思うが、もし必要であればPINコード入力の場合も考えてほしい。特に、健康情報については実際に行っている例があるか。

**【柴垣構成員】**

○まだPIN無しでのアクセスは行ってはいない。今回、カードリーダーを介して認証を行えば、PIN無しでできるのではないかと思う。

#### 【柳町構成員】

- 総論としてだが、各社のプレゼンの中でやりたい業務や期待が多くあり、各社とも準備するために情報を欲しがっていると改めて感じた。民間事業者による署名検証は大臣認定をもって取り扱われるため、その準備をどうやって各社が進めていけばいいのか、その情報提供が必要だと思う。具体的には認定プロセスがどうなって、準備すべき設備や体制はどうで、また例えば I S M S や I S O 9 0 0 1 等が事前に取得されていなければいけないのかとか、そういった情報提供が重要かと思う。
- 各論としては、今回の仕組みでは利用者証明用証明書のシリアル番号の取扱いが重要になると思う。民間の各社は既存サービスの継続性を維持するために個社ごとの顧客管理用 I D は残さざるを得ないはず。先ほどシングルサインオンという話も出ていたが、これらの顧客管理用 I D と J P K I の証明書のシリアル番号とをうまく紐付けてどのように取り扱えるのか、その辺は実証等を通じて実例をモデル化し、掘り下げるべきではないかと思う。

#### 【林構成員】

- CATVの件では、高齢化に対して、テレビのように使い慣れたデバイスを使えるようにしていくのは有効だと思う。技術的にはできると思うが、制度やルールを固めていくのが先決かと思う。
- 損害保険会社や生命保険会社とお話ししたところ、既存契約の I D にどう、だれが紐付けるのかに課題意識を持っていた。多くの I D を持っているが、その I D を一括で簡易に紐付けてくれることができればよいと思う。
- シリアル番号で紐付けたとき、電子証明書の有効期限によってその紐付けをまた変えていくワークフローが必要となるため、この辺も考えていかなければいけないと思う。

#### 【中村構成員】

- 実際に企業が導入する上で、どのように内部的な準備をしなければいけないか、また今回、公的個人認証サービス自体は、本人確認の一部を代行する行為が中心なので、従来、紙を使っていたところが電子化されることによる業務インパクト

や、例えば名寄せの問題等も含めて、どういう形で企業は検討していけばいいのかは最終的にはガイドラインとしてまとまっていくとよいと思う。

○昨年末のワーキンググループで、ユーザー側の使い勝手の話として、単に利便性だけではなく、共通化されていることが利用者から見て戸惑いを生まないという話が出ていた。オンラインバンキングの認証について各社の例を見たが、現状は各社各様のやり方である。各社で歩み寄ることで、今回の公的個人認証サービスを使う場面と各社固有の要件に対応していく場面を切り分け、オンラインでの本人確認を強固にやる場合、ある程度緩くやる場合で標準化されていくと、ユーザーから見たとき、手続が同じでわかりやすい効果があると思う。

○P I Nコード入力のある・無しについては、利用者の利便性の面から、なるべくP I Nコード入力はないほうがよいという方向になると思うが、法制度や利用者に対する責任を考えた上で、どう使い分けたいかは、具体的な事例の中で検討し、ガイドラインとして整理できるとよいと思う。

#### 【小笠原課長】

○各民間事業者から、公的個人認証サービスの活用に向けて思い切った形のご提案をいただいたと思う。また、P I Nコード入力のある・無しに関しては、認証されたものを受け入れる側がどう評価するかが今後の論点になると思う。

#### 【阿向企画官（橋本課長代理）】

○行政手続の電子化を進める上で1つの大きなポイントは、本人認証をいかに簡略化するかの方法論を考えること。公的個人認証、特に電子利用者証明を使った仕組みは全体として考えていく必要があると思う。各省庁や地方自治体のシステムで、それぞれ個人番号カードを使った認証が行われていくことを考えると、例えばシングルサインオンについても、どう構築していくのかを行政管理局としては考えていきたい。

○各種の行政サービスの提供や連携も考え、ポータル機能も考えていかなければならない。番号制度のマイポータルでできる範囲を超えても何か考える必要があるとすれば、対応しなければならないと考えている。その際に、各省庁のシステム間の信頼性をどう担保していくかの基準づくりを整理して、政府としての基準づ



くりができればよいと思う。政府として1つのフレームワークをつくるのがやりやすいのであれば考えていく必要があると思う。

- 各省庁でいろいろなシステムがあり、それぞれのシステムが1つの認証システムを使い、信頼関係が構築できるように担保され、そのルールの中で認証の部分は任せてゆくことなど、仮に政府でそういうことができれば、例えば銀行でも独自の認証の仕組みを作らなくても、信頼する政府の認証アプリと一定のルールのもとでやっていけることになる。その仕組みを議論いただけるのであれば、我々としてもありがたい。

【小笠原課長】

- 現在ケーブルテレビ連盟には370社以上の加入があるが、個々の会社がそれぞれの顧客管理システムと認証の仕組みで動いている。公的個人認証サービスという非常に信頼性の高いものができ、かつ、それが民間に開放されれば、アドオンされていく今後のサービスには、そこを使う仕組みを業界としてもつくっていくことがあり得るのではないか。
- そのときに、署名検証も個々の事業者が認定を受けて行わなければいけないが、1社1社に人的・金銭的資源の余力がないときに署名検証をプラットフォームで集約し、サービスを提供できないかというご意見を本日いただいた。署名検証をプラットフォーム事業者がやる場合、この位置づけをどう整理するかという点は今後の論点として出てくる可能性はあると思う。

以 上